

岩手県告示第794号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年10月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手電気工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢太日通り一丁目3番17号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木克紀
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第302号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月14日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年11月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社つしま
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市門前第3地割39番地4
 - ウ 代表者の氏名 對馬博貴
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第8914号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年11月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 トラストテック株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通二丁目17番11号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木知恵子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第20710号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年11月9日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年10月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 多田工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市二子町堰向1番地2
 - ウ 代表者の氏名 多田正博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第50046号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和3年11月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社東北地質センター
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野15地割207番20
 - ウ 代表者の氏名 田村伸也
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第50068号
- (3) 処分の内容 さく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月21日付けでさく井工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年11月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社黒繁
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市新大町81番地
 - ウ 代表者の氏名 黒澤繁雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第70033号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月27日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年11月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 工藤工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町永井字薬師沢69番地2
 - ウ 代表者の氏名 工藤進
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第70193号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年11月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年10月14日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社岩手電気工業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢太日通り一丁目3番17号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木克紀
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(特-2)第302号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月14日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。